

平成19年度 第5回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成20年2月15日(金) 午後1時30分から4時30分まで

2 場 所

県庁本庁舎5階 大会議室

3 出席者

委 員：瀧委員長、石黒副委員長

福岡委員、鈴木委員、杉田委員、山下委員、沖津委員、野村委員、柳澤委員、
宮脇(健)委員、柳委員

事務局：環境生活部：鈴木次長

環境政策課：今井副課長、松澤室長、山本主幹、八木主幹、松田主査、
三田副主査、坂元副主査

廃棄物指導課：根本副主査

傍聴者：1名

4 事 案

(1) 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について
(再検討)

(2) (仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)について
(再検討)

(3) 千葉県環境影響評価技術細目(案)について
(報告)

(4) その他

5 議事の概要

(1) 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について
別紙1のとおり

(2) (仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)について
別紙2のとおり

(3) 千葉県環境影響評価技術細目(案)について
別紙3のとおり

(4) その他
事務連絡

【資 料】

1 会議次第

2 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価の手續経緯等(資料1)

3 (仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)に係る委員意見と事務局見解
(資料2)

4 千葉県環境影響評価技術細目の改正について(資料3)

5 千葉県環境影響評価技術細目(案)(資料4)

【別紙 1】

船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事業者説明 資料に基づき内容を説明
- (3) 質疑等

委員： 事業者見解で、煙突高さとの建物高さの比が 2.5 を下回る場合には建物によるダウンウォッシュについて予測するとなっているが、むしろ 2.5 以上となるように設計すべきと思うが、なぜこのような回答になっているのか。

また、「御指摘を踏まえて吐出速度と風速の比が 1.5 以上についても計算する」としているが、これは指摘にあるように 5 以上についても、ということではないのか。

事業者： 現在、処理方式について 2 方式を検討しており、最終的な建物形状が決まらないことから、2.5 以上と言い切れないためこのような表現となっている。

また、角形の煙突の場合に 5 以上必要であるという文献が見つからなかったため、どのぐらいの比でダウンウォッシュが発生するのか文献調査を進めて、どのぐらいの風速でダウンウォッシュが発生するのかを適切に設定し予測したいと考えている。したがって、1.5 以上というのは、1.5 を下回る場合以外にも予測するという意味である。

委員： 2-6 に「余熱利用施設エリアについてはごみ焼却場の指定を解除する予定である」とあるが、この方法書では循環型社会との関わりなどについても記載されており、余熱利用については温室効果ガスの項目でも触れられている。そういったことを含めると、ここで安易に解除してしまっているものなのか。

また、2-22、図 2-8 排水処理フローについて、基本的にクローズドであり最終的には燃焼室噴霧だと思うが、上水の機器設備での使用量が 289m³/日、プラント排水で 45m³/日になっている。ここでなぜこんなに減ってしまうのか。それから、洗車排水とプラント排水の排水処理とごみピット汚水の排水処理について、それぞれどのような方式を考えているのか。それから、クローズドと言いながら燃焼室噴霧のあとに再利用として に行くところがあるが、こういうことがあり得るのか。

もう一つは、表 5-2 の活動要素の選定だが、「土地又は工作物の存在及び供用」のところ排水は×になっている。しかし、実際には排水はあるし工事の際の切土盛土も小規模ながらあるということで濁水もある。そういったことから、排水が×でいいのか疑問がある。関連して表 5-3 の水質の浮遊物質も、範

囲が狭いなどの理由で×になっているが、降水量などを含めて考えた場合、×でいいのか。

事業者： 余熱利用エリアについては、現在は都市計画決定されている廃棄物処理施設の区域内となっている。委員の言われるように、ここに余熱利用施設を造ったとしても焼却施設から余熱をもらうので非常に密接に関連のある施設である。ただし、都市計画法上、余熱利用施設は廃棄物処理施設には当たらないということで、市と県の都市計画課との事前の打ち合わせで都市計画決定を外すほうが適当ではないかという助言をもらっており、現在その計画で進んでいる。

委員： 法律上無理であれば別だが、船橋市として循環型社会を考えるのであれば、密接に関連している施設として同じ枠の中でしっかり管理してもらったほうがいい、というのが個人的な要望である。

委員長： この焼却施設に関する総合的なエネルギー利用やエネルギー消費という点から考えると、いま委員から話のあったようにトータル的に評価したほうが有利に働くのではないかということだが、そういうことを踏まえても分けた方がいいということなのか。

事業者： 東京都葛飾区の水元にある施設では、清掃工場からの余熱を区域内的の施設で利用しており、その施設も含めて廃棄物処理施設として都市計画決定されているが、特殊事情があり、その施設の周囲に収集車等の通路がある構造になっている。そちらの施設にも確認したが、かなり昔のことであり都市計画を外す外さないの経緯がわからなかった。ただ、密接な関連があるということで、御指摘もあったので、再度県の都市計画課と協議し、考え方を確認しながら進めたいと思う。

2-22の図についてはわかりにくくて申し訳ないが、「燃焼室噴霧」という記載は再利用の内容と考えていただきたい。上水 237m³ 購入し、処理した 87m³ を加えて機器設備と洗車に使用することとなる。そして、機器設備の中の燃焼室噴霧での利用や減温棟で蒸気としてなくなっていき、プラント排水として出てくるのが 45m³ である。現在の施設では、これに生活排水を含めて回しているので、概ねこのぐらいの水量で回せるものをご理解いただきたい。

排水処理については、現在、市の機種選定委員会でメーカー提案を受けている段階であるのではっきりとどういう施設になるか申し上げることはできないが、ごみ処理系の排水については生物処理ではなくて凝集沈殿など機械的な処理を付けることになると考えている。生活排水系については、流入水が常にあるような施設ではないので、長時間ばっ気などは適さないと思うので接触酸化などの方式で、BOD 10、SS 20 が守れるような構造になると考えている。

委員： 凝集沈殿したあとの沈殿物はどのように処理するのか。

事業者： 外部で処理することになる。

- 委員長：生活排水もごみピット排水の処理施設に入れて、一緒に処理することができるのではないか。高度処理施設も不要になり、経済的にはよいのではないか。
- 事業者：現在の清掃工場の処理体系はそのようになっているが、できれば熱回収量を増やして発電に回したいとの考えがあり、放流できるものは放流したいので、安全に流せるものとしては生活排水であることから、このような処理体系を考えた。再度検討して次回回答することとしたい。
- 委員：生活排水も入れてもらえれば、環境の面からもよいと思う。
- 事業者：表5-2の排水については、排水量は最大でも25m³/日であり放流先の二重川に対して約0.2%ということもあり今回は除外したが、先ほど回答した生活排水をクロズドにするかどうかも含めて検討したい。
- 委員長：二重川までの支川については、上流の工場排水から施設内までは暗渠で通っていたと思うが、そこについては検討するつもりはあるか。
- 事業者：高低差があり開渠にするには無理があると考えている。余熱施設を造った場合、排水がある可能性もあり水路の整備をし直す必要があるかもしれないと思うが、支川の暗渠を開渠にすることはないと考えている。
- 委員：クロズドシステムにするかどうかは確定していないということか。
- 事業者：現時点では生活排水は放流し、プラント排水をクロズドにする計画である。
- 委員長：環境の面から考えると、上流から来る水が質の悪いものであれば別だが、できるだけオープンになっているほうが望ましいかと思う。
- 委員：暗渠よりも開渠のほうが環境上はいいとは思っている。
- 委員長：そのあたり検討する余地はあるのか。方法書で縛ってしまうと、その形でやらざるを得なくなると思うが、事務局どうか。
- 事務局：事業アセスなので、本来はある程度設計が決まっていて、それに対してどのような調査、予測、評価を行うのか、どのような対策を取るのかというのが方法書であるが、今回は具体的な設計ができていないので、あまり縛りをつけるというのは難しいのではないかと。
- また、ここは河川であり、河川の管理者と今回の事業者が同じであればよいが、同じ船橋市であっても市の中で部局が異なると思われる。また、市ではなくて国や県であれば、ここで事業者が開渠にしるということは言えない。
- 委員長：しかし、後でオープンのほうが良かったという可能性もある。暗渠にしたいという根拠について説明願いたい。
- 事業者：支川については、船橋市の河川管理課が所管している。現状、暗渠となっていてるところと開渠になっているところとで、推測だが10m弱の高低差がある。新工場は、小室夏見線のGLに合わせて建設したいと考えており、また土地を広く使いたいので、開渠だと支川部分の法面を取ることにはできないと考えられる。5mぐらいのコンクリート護岸の下を川が流れる、ということになり、使い勝

手が悪いので結局ふたをしてしまうことになると考えられる。我々としては、現在の暗渠と開渠はそのままにしたいと考えている。

委員が言われているような、光が入って生物が生きる川として造ることは難しいと考える。雨水調整池を、支川のレベルである開渠の付近に地形を活かして設置する予定であるが、自然を活かすというような部分を雨水調整池で補う、といったことはこれからの設計に余地が残されていると思う。

余熱利用施設の排水量については、まだ詳細が決定していないので、今の管渠がそのまま使えるかどうかはわからない。

委員長： 生物のことを考えると、暗渠より開渠であり、水の流れも生物にとって適切な流れを確保する必要があるが、保全の必要性が低いということになると逆に早く暗渠の部分を通させる必要が出てくるかもしれない。今後、準備書までに、この委員会の考えを理解していただき、十分検討されるようお願いする。

表5-2についてはどうか。

委員： 切土盛土の規模は小さいとあるが、雨水の濁水について心配している。

委員長： 方法書の段階で×にするよりは、 にしておいて検討の結果必要がないということになれば除外していくという考えではどうか。

事業者： 市の環境保全課では、二重川の長殿橋で通年・通日、底質、重金属類の調査を実施しており、今後も継続されると思われる。我々としても現況調査は実施する予定であるが、予測は行わないということで×としている。予測をしない理由としては、稼働時の排水が少なく、流量で0.2%、負荷量でも1%前後なので、河川に与える影響はないだろうということである。また、プラント排水は放流しないので、重金属類が流れるおそれのないことから環境に与える影響は軽微であると考えている。

切土盛土についてだが、建設予定地は多少低くなっているなので、おそらく土は足りなくなると考えている。外から土を持ってきて盛土するということになるが、土砂条例により、土砂の移動に関しては分析をして危険のない土を持っていくということが大前提となる。施工時の雨水と切土時の湧き水の処理については、掘ってみないと分からないが、低くなっている川の近くについては多少湧水があるかもしれないが、切土部分の水位は低く、多少切土をしても水は出てこないのではないかと考えている。

現工場の解体については、水を大量に使うような工法もあるが、ここで×を付けて、そういう工法は除外するなど環境に与える影響を少なくする方向にしていけると考えている。

工事中の濁度や事後についても監視を行い、環境保全課の調査を含め、何かあれば連絡があったり公表されたりすると思うので、市として不名誉なことにならないよう工事を実施していきたい。

- 委員： 話は理解したが、活動要素の排水については でもいいのではないか。
- 委員長： 工事中、晴天続きとはならないので、切土盛土がある限り、雨水が出てきて河川に入ることは十分考えられる。環境影響評価項目の水質の切土盛土にもは付くのではないか。
- 委員： 色々調査をするのであれば、 にしておいたほうがよいのではないか。
それから、クローズドシステムといっても大気にはオープンなわけだが、水収支については確認できているのか。漏れていたりする可能性や、蒸発分の計測についてはどうなっているのか。
- 事業者： 活動要素については、検討して次回回答したい。
水収支については、排ガスをバグフィルターで処理するために 150～200 に減温する必要があり、減温棟で水を使って下げることになり、その分蒸発する。
- 委員： 例えば、洗車に 35 使って 35 出るとなっているが、それはどのように測定しているのか。ここで漏れることはないのか、蒸発することはないのか。この数値を信用していいのか、ということである。
- 事業者： ピットの下に水受けがあり、そこから漏れることはない。そこからポンプで汲み上げて処理施設に送られる。現在の施設から外へは、雨水と大気への蒸発以外に水が出ることはない。
- 委員： 洗車の 35 をどのように測っているのか、水収支をどのように測っているのか。漏れがないことを保証するために、使用水量と排水量を測っているのか。
- 事業者： 水収支や漏れがないかまでは管理していない。
- 委員長： 計測する方法は色々あると思うが、大雑把に言って、これだけの水量を蒸発させるだけの熱量関係のバランスが取れているのか。
それから、地下水のチェックは行っていないか。もし行っていれば、その中にリークしたような物が入っているのかどうか。
- 事業者： 井戸は玄関前の池に使用している 1ヶ所だけだが、水質は分析していないと思う。今後、必要があれば行いたいと考えている。地下浸透については、不明である。
- 委員長： 今の委員の質問に対して、蒸発させるだけの熱量バランスが取れていれば、ある程度答えになると思われるが。検討願いたい。
- 事業者： 検討する。
- 委員： 5-76 の昆虫類の調査時期について、可能ならば 1 月にも調査を行ってほしい。冬に活動する蛾の仲間があり、その中に貴重な種がいたりするのでお願いしたい。
- 事業者： 検討する。
- 委員： 事務局に伺いたいが、改正した技術細目はこの方法書に適用されるのか。
- 事務局： まだ施行されていないので、この方法書で適用させることはできない。技術

指針を公布して、ある程度期間をおいて施行することを考えているので、施行段階あるいは公布した後、事業者が自ら行うことは構わない。

委員： いつも騒音振動の関係はひとまとめで説明していただいているが、書きぶりがちぐはぐになっている。揃えておいたほうがよい。例えば、振動には JIS Z8735 で測ると書いてあるが、騒音は JIS Z8731 で測るのだが書いていない。

事業者： 準備書では精査して、記載を揃えておくようにする。

委員長： 本日は時間のため打ち切りとする。次回も引き続き本案件の審議を行う。

【別紙 2】

(仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)について

- (1) 議事開始 委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 委員意見及び事務局見解について、資料により説明
- (3) 質疑等

委 員： 計画アセスを実施するに当たり、計画策定者が業務をコンサルタントに委託した場合は、その名称等を検討書に記載させるようにした方がいいと思う。

事 務 局： 御指摘の件については、検討書の記載事項として加えることとする。

委 員 長： 計画アセスを複数案で検討し、その後事業アセスの段階になったときに、また振り出しに戻ることが可能であるかという問題であるが、いいだろうと思って選択した案が事業アセスを始めたところどうも具合が悪いということになったときどうするのだろうか、ということだと思う。

事 務 局： 計画アセスは複数案で検討し、どの案が環境に一番いいのかについて見たいとは思いますが、一番いい案だけが実行可能なのか、社会面・経済面の要素もあるので、計画策定者においてそれらの要素に環境面の要素を加えて計画を策定してもらいたいというのが制度構築の趣旨である。

今まで計画策定において環境面の検討がオープンに行われていないのではないか、社会面・経済面に比べて検討の割合が少ないのではないかと、そのようにして計画が策定され、それに基づき事業アセスが行われたとしても計画段階まで戻るのはかなり困難を伴うことになる。ということから、計画を策定する段階で環境面のことを特出しして検討しようとするものが計画アセス制度である。

しかし、複数案の中で環境に一番いい案が実施されるかということ、社会面・経済面に環境面を加え、計画策定者が決定するもので、その説明責任も併せて負うものとする。計画を策定する際に、情報をオープンにして意見を求め、出来れば全てに亘って理解を得て、事業を実施してもらいたいと考えている。

よって、計画アセスを行った後に事業アセスの段階に進んだときに、計画の修正を求めるようなことが出てくるのかということについては、そのような事態とならないように計画アセス制度を実施したいと考えている。

委 員 長： 他に意見等あるか。

各 委 員： 特にない。

委 員 長： 本日出席の委員の理解は得られたと思うが、事務局の説明において次回説明するとの件があったので、次回も引き続きこの件の検討を行うものとする。

【別紙 3】

千葉県環境影響評価技術細目（案）について

- (1) 議事開始 委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 資料に基づき内容を説明
- (3) 質疑等

委員： 資料 4 p6 騒音のところは低周波騒音を規定している。「周波数およそ 100 Hz 以下の音波とする」と書いてあるが、文章がおかしい。100 Hz 以下の音波ということか。

事務局： 低周波音を定義しないといけないので、説明したものである。「低周波音とは周波数が 100 Hz 以下の音波とする」という表現でいかがか。

委員： それでよい。

委員： 水底の底質 資料 4 p27 下から 2 行目 調査地域の (3) 海域について、半径 10km 以上の海域とあるが、これは正しいか。10km 以内ではないか。

委員： その地点から 10km 以内と書くとその外側は問題にしなくて良いと言うことになる。10km の根拠はともかくとして、10km 以上という表現は間違っていないのではないか。

委員： そうすると 10km の根拠が問題となる。

事務局： アセス指導要綱の時代、埋立等に係る東京湾の水質シミュレーションで 10 km 程度を範囲としていたことはあるが、根拠は不明である。水質と底質は関連があり、水質の調査地域の文章を参考に見直ししたい。

委員長： そのあたり、水質と水底の底質の文言をどう整合させればよいか。またそれぞれ持っている意味がそれでいいのか、専門分野の先生と検討していただきたい。

事務局： 分かりました。

委員： 資料 4 p79 昆虫類の調査法だが、ベイトトラップ法で「紙コップを埋め込み」とあるが、プラスチックコップもあるので紙コップ等としたらどうか。

事務局： 分かりました。等を追加し、「紙コップ等」とする。

委員： 資料 4 p107 温室効果ガスのところで、「温室効果ガスの排出量の予測にあたっては、直接排出量に加えて、電気事業者や熱の供給を受ける場合は、電気・熱の使用に伴う間接排出量についても算定する」とある。間接排出量は、電気・熱以外にも、用いる材料とか、原料、製品の運搬方法を変えるとか、手法を変えることで温室効果ガスの排出量は変わってくると思うが、これだけでよいか。

事務局： 温室効果ガスの排出量の算定は、環境省からこういった形で算定しなさいといったガイドラインが示されている。その中で、例えば焼却施設の場合は、直接の燃焼行為で発生する温室効果ガス以外に、電気やスチームをもらうとか、そういった直接温室効果ガスを排出しないが、自分のところで購入した電気とかスチームについては、自ら出したのと同じようにカウントするよう求めている。

例として「電気や熱の供給を受ける場合は」と挙げているが、自動車による運搬等がガイドラインに入っているか確認して、入っていれば付け加えたい。

委員長： これは例示か。

事務局： 細目案では、電気・熱に限定している。ガイドラインを調べ、他にあれば追加したい。

委員長： 大気の関係はいかがか。

委員： これでよい。

委員長： 水質・底質についてはいかがか。

委員： 先ほどの件以外は特にない。

委員長： 水文、土壌、地形の関係はいかがか。

委員： よろしいと思います。

委員長： 騒音・振動の関係はいかがか。

委員： 予測時期で、「影響が最大となる時期」とあるが、どうしてわかるのか。何かいい書き方はないか。他の要素から見て最大となる時期、など。

委員： 大気であれば、気象の逆転が発生しやすいパターンとかあるので、そのような時期を想定してやることになる。

委員長： 今までは事業者をどのように指導してきたか。

事務局： 供用時については定常状態の時期を予測時期として指導していた。今回、技術指針改正で新たに「最大となる時期」が加わったことで、供用時、定常状態であっても、大きな季節変動がある場合とか、気象の状況によっては、周辺環境に大きな影響が生じる時期に予測させることが出来るようになった。技術指針改正及びそれに伴う細目改正で、この文を入れることにより、より良い方向に向かうと考えている。

委員長： 事業者は戸惑わないと事務局は想定しているとのことだが、いかがか。

委員： 先ほどの例もそうだが、例えば海岸近くにある施設は、海風の時は極端に影響がでて、陸風の時は影響がでない。それを意識してやられると、きれいなときの値しかでない。「最大となる時期」というのはそれぞれの分野で中味は分かっているのではないか。

事務局： 騒音に関しては、通常操業しているときは通常稼働時となる。問題は工事中である。工事のどの時点で予測させるかだが、当然騒音が最大となる時点で予

測させなくてはならないが、今までの準備書の内容だと工事の種類に応じて、どのような重機をどこで使うか想定し、一番影響があると思われる敷地境界で予測・評価する。これが今までのやり方で、工事中についてはいままでどおりやらざるを得ないと思う。

委員： その通りで、事業者がどうしてそこで測っているか理由を言っていると思うが、他にもうるさい時期はある。例えば重機を運ぶ車である。活動しているときより前日の運ぶときの方がうるさい。妥当性の高い理由を明記させてほしい。これを県で指導していただきたい。

事務局： わかりました。

委員長： 悪臭はいかがか。

委員： 高さ方向の予測が追加され、よろしいと思う。

委員長： 植物はいかがか。

委員： 資料4 p74 植生自然度について、植生自然度は1から10までであるが、自然度が高ければいい植生というものではない。自然度について十分考慮するか、評価が適切にできるよう考えた方がよい。そうしないと自然度が低いので、なくなっても良いということになる。自然度が高いことより、まとまってあることの方が大切で、自然度にこだわらない方がよい。

事務局： p76 の植生自然度の評価で「植生自然度の多様性が維持されること。」とあるがこれを見直した方がいいということか。

委員： 植生自然度の多様性という文章について、植生自然度でこのような表現はない。「地域の実情に合わせ植生自然度について適切な評価を行う。」とか、そのような表現の方がよい。

事務局： 相談の上、評価の表現を見直したい。

委員長： 動物はいかがか。

委員： よろしいです。

委員長： 鳥類はいかがか。

委員： 何度か打ち合わせしてできたものなので、よろしいと思う。

委員長： 生態系、景観、触れ合いで特に植物、動物、鳥類の専門の方々いかがか。

各委員： （特になし）

委員長： それでは廃棄物はいかがか。

委員： よろしいです。

委員長： 環境法はいかがか。

委員： 別表の扱いについて、例えば水質だと p31 別表1に「対象事業と調査小項目」という表現があり、温室効果ガスだと p108 に「対象事業と環境小項目」とある。また、p4 環境要素の細区分で小項目を挙げている。調査小項目という場合と調査にあたっての環境小項目で書かれる場合は同じことを言っていると思うので

統一した方がよい。

事務局： 表現について統一させていただきたいと思う。

委員長： 本日出席の委員の意見は集約できたと思うが、これでよろしいか。

委員： 細かいところですが、BODとかCODとかSSとか略語があり、例えば、SSは、p20ではSSで、p25下から7行目に浮遊物質（SS）とでてくる。どこかで浮遊物質（以下「SS」という。）にすると統一された方がよい。

事務局： 分かりました。

委員長： 意見が出そろったので、まとめたいと思う。

事務局は、今まで出た意見等を踏まえ、整理し、次回の委員会で報告していただきたいと思うがよろしいか。

各委員： （異議なし）

委員長： それでは事務局よろしくお願いします。

本日の審議を終了する。

- 以上 -